



高校・高等専門・専修学校



在学
募集

鳥

取

県

育

英

奨

学

資

金

無利子の奨学金で進学を応援します

募集・貸与開始スケジュール

- 募集締切: 令和7年4月18日(金)
※進学先の学校に申請書の提出をしてください。
- 結果通知: 令和7年6月中旬
- 貸与開始: 令和7年6月下旬 (初回は、4～6月分まとめたの入金です。)

定員(予定)
230名

貸与金額

※貸付利率: 無利子

区分	通学方法	貸与月額
国公立	自宅通学	18,000円
	自宅外通学	23,000円
私立	自宅通学	30,000円
	自宅外通学	35,000円

貸与期間

令和7年4月から、高等学校等の正規の修業年限が終了する月まで

返還期間

貸与終了から6か月後～15年以内

※退学の場合は、10年で返還

※卒業後の進学、怪我・病気、産育休業中、失業など返還が難しい期間は、猶予可能。

申請資格(すべてに該当する方が対象です。)

- 鳥取県内に保護者の住所があり、令和7年4月に高等学校・高等専門学校・専修学校に在籍すること。
- 世帯の所得が鳥取県が定める基準以下であること。
- 鳥取県育英奨学資金より貸与条件が有利な奨学金を受ける見込みのないこと。
※『高校生等奨学給付金』との併用は可能です。詳細については、お問い合わせください。

鳥取県教育委員会事務局人権教育課育英奨学室

ADRESS: 〒680-8570 鳥取市東町1-271

TEL: 0857-29-7145

URL: <https://www.pref.tottori.lg.jp/95339.htm>

令和7年度鳥取県育英奨学生（高等学校等奨学資金）在学募集要項

1 育英奨学資金貸与制度の目的

県内に住所を有する者の子等で高等学校（高等学校に相当する外国の学校のうち教育委員会が認めるものを含む。）、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校若しくは専修学校の高等課程（以下「高等学校等」という。）に在学するもののうち、経済的理由により修学が困難である者に対して、育英奨学資金を貸与することにより、有用な人材を育成することを目的とします。

2 募集人数（予定） 230人

※募集人数は、令和7年度県当初予算（案）のものであり、予算審議の状況により変更となる場合があります。

3 貸与月額

国公立の高等学校等	自宅通学	月額 18,000 円
	自宅外通学	月額 23,000 円
私立の高等学校等	自宅通学	月額 30,000 円
	自宅外通学	月額 35,000 円

※自宅外通学：奨学生本人が生計を同一にする世帯から離れてアパート・下宿・寮等に居住しており、家賃負担が生じている場合

4 貸与期間

令和7年4月から、高等学校等の正規の修業年限の終了する月までとします。

5 奨学資金の返還

- (1) 奨学資金は無利子とし、貸与の終了後15年以内（途中辞退、退学等の場合は10年以内）に、半年賦又は月賦のいずれかの方法で、口座振替により返還していただきます。

（返還の例…3年間貸与を受け、15年で返還する場合）

区 分	貸与総額	半年賦を選択した場合		月賦を選択した場合	
		半年賦額	返還回数	月賦額	返還回数
国公立〔自宅〕	648,000 円	21,600 円	全 30 回 (毎年7、12月 返還)	3,600 円	全 180 回 (毎月返還)
国公立〔自宅外〕	828,000 円	27,600 円		4,600 円	
私立〔自宅〕	1,080,000 円	36,000 円		6,000 円	
私立〔自宅外〕	1,260,000 円	42,000 円		7,000 円	

- (2) 奨学資金は保護者ではなく奨学生本人に貸付けていますので、奨学生が大学等に進学したときは、その学校を卒業した後での返還（返還猶予）を希望することができます。

【注意】返還金を滞納すると・・・

定められた納期限までに返還がない場合、次の手続きがとられます。

ア 督促、催告

奨学生、連帯保証人に対して、文書、電話、自宅訪問などにより返還を督促します。未納の期間や金額によっては、保証人にも督促をします。

イ 延滞金の加算

納期限から滞納した期間に応じて延滞金が加算されます。

ウ 法的措置等

長期間返還がなかったり、未納額が高額になると、裁判所へ支払い督促を申し立てます。

返還された奨学資金は、新たに貸与する資金となり、後輩の奨学生に引き継がれていきます。奨学生は、自らの責任と自覚によって、期限内に必ず返還してください。

6 申請資格

次の要件をすべて満たす者としします。

- (1) 県内に住所を有する者の子等で、高等学校等（県外含む）に在学すること。
- (2) 申請者の属する世帯の年間所得が、別表第1の所得基準額以下であること。
- (3) 修学に対する意欲があり、性行が正しいこと。
- (4) 鳥取県から同種類の奨学資金の貸与を受けていないこと。
- (5) 鳥取県以外の者から、同種類の奨学資金であって鳥取県育英奨学資金の貸与月額を超える無利子の貸与を受けていないこと。

※(4)、(5)の同種類の奨学金の詳細は別紙「参考」をご覧ください。

7 申請の手続（提出書類）

奨学資金の貸与を希望する方は、次の書類を在学中の高等学校等に提出してください。県外の学校の在学者は、申請手続きについて県教委育英奨学室へご連絡ください。

- (1) 鳥取県高等学校等奨学資金貸与申請書
- (2) 所得を証明する書類（下記①及び②の両方が必要です。）

①令和6年分の源泉徴収票又は確定申告書の写し（所得のある者全員）

対象者	必要書類	留意事項
給与所得者	令和6年分給与所得の源泉徴収票の写し	
給与所得以外の者	令和6年分の所得税の確定申告書の写し	年金受給者で確定申告を行っている場合は、確定申告書の写しを提出すること。
年金受給者	令和6年分公的年金等の源泉徴収票の写し	他の書類（年金振込通知書等）を提出する場合は R6.1～R6.12 の支給額が分かる書類を提出すること。

②令和6年度の市町村長が発行する所得証明書（乳幼児、就学者等を除く家族全員） （令和5年1月1日から令和5年12月31日の収入・所得状況が記載されたもの）

※所得がない成人（未就労者等）も所得証明書が必要です。

- (3) 特別の事情による控除（別表第2）を受けようとする方は、そのことを証明する書類（必要な提出書類は別表第2の提出書類欄に記載）
- (4) 誓約書（連帯保証人及び保証人の印鑑登録証明書を添付）
- (5) 振込口座等登録（変更）申請書
- (6) 振込口座の通帳の写し等

8 申請締切

令和7年4月18日（金）

9 連帯保証人等

連帯保証人は申請者の親権者（父母）又はこれに代わる者とし、保証人は申請者及び連帯保証人と同一生計外の者（同居不可）としてください。

連帯保証人及び保証人は、奨学金を貸与する上での人的担保となりますので、必ず必要です。空欄のまま申請があっても受付できません。

※連帯保証人、保証人についての詳細は「参考：保証債務に関するQ&A」をご覧ください。

10 貸与スケジュール（予定）

令和7年6月中旬 選考結果を各学校等を通して通知（県外高等学校等在学者へは直接通知）

令和7年6月下旬 貸与開始

11 問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271
鳥取県教育委員会事務局 育英奨学室
（電話）0857-29-7145
（ファクシミリ）0857-26-8176

別表第 1

所得基準額表

区 分	令和 6 年分所得	備 考
世帯人員	1 人	世帯人員が 7 人を超える場合は 1 人増すごとに 160 千円を加算する。
	2 人	
	3 人	
	4 人	
	5 人	
	6 人	
	7 人	

備考

- 1 生計を一にする世帯のうち、就学者を除く全員の所得額合計から、別表第 2 の特別控除額を差し引いた額が世帯人員に応じた基準額以下であること。
- 2 所得額は、貸与申請前年の所得税法上の所得とする。

【参考：公的年金に係る所得金額計算表】

年金を受け取る人の年齢	公的年金の収入金額の合計額 (1,000万円以下)	所得金額（単位：円）
65歳未満	60万円以下	0
	60万円超130万円未満	収入金額合計－600,000
	130万円以上410万円未満	収入金額合計×0.75－275,000
	410万円以上770万円未満	収入金額合計×0.85－685,000
	770万円以上1,000万円未満	収入金額合計×0.95－1,455,000
	1,000万円以上	収入金額合計－1,955,000
65歳以上	110万円以下	0
	110万円超330万円未満	収入金額合計－1,100,000
	330万円以上410万円未満	収入金額合計×0.75－275,000
	410万円以上770万円未満	収入金額合計×0.85－685,000
	770万円以上1,000万円未満	収入金額合計×0.95－1,455,000
	1,000万円以上	収入金額合計－1,955,000

(注) 例えば 65 歳以上で「公的年金等の収入金額の合計額」が 350 万円の場合には、公的年金に係る所得の金額は次のようになります。

$$3,500,000 \text{ 円} \times 0.75 - 275,000 \text{ 円} = 2,350,000 \text{ 円}$$

【参考：保証債務に関する Q & A】

Q 1. 連帯保証人と保証人の責任の違いは何ですか。

A 1. 奨学金の返還は原則として奨学生本人が行うものですが、連帯保証人にも奨学生本人と同等の責任があります。県は、双方へ同等に返還を請求することができ、各人とも全額を返済する責任があります。保証人は、奨学生本人や連帯保証人が返還できない場合に、各人に代わって返還する責任があります。

Q 2. 返還している中途に連帯保証人が亡くなりましたが、どうすればいいですか？

A 2. 連帯保証人（又は保証人）が不在となったときは、速やかに後任者を届けてください。届けがない場合は、残っている返還金を一括請求することがあります。

Q 3. 同居ですが、生計が別の兄は保証人になれますか？

A 3. 同居人は保証人になれませんが、いわゆる二世帯住宅や敷地内別棟等、住民票が同じでも生計が別の場合は、生計が別であることを証明する書類を添付してください。（例：光熱水費等の同月の請求書）

Q 4. 祖父に保証人を依頼しようと思いますが、年齢制限はありますか？

A 4. 年齢制限はしませんが、保証人には、奨学生の学校卒業後、15 年間の返還の保証をお願いするので、なるべく 65 歳以下の方としてください。

また、保証人にも返還を求めることがあります（Q 1 参照）ので、所得や返還の資力がある方としてください。

区分	特別の事情	特別控除額				提出書類
A 世帯を 対象と する 控除	(1)母子・父子世帯	4 9 0 千円				なし
	(2)就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人につき)	小学校		8 0 千円		なし
		中学校		1 6 0 千円		
				自宅通学	自宅外通学	
		高等学校	国公立	2 8 0 千円	4 7 0 千円	
			私 立	4 1 0	6 0 0	
		高等専門学校	国公立	3 6 0	5 5 0	
			私 立	6 0 0	8 0 0	
		大学	国公立	5 9 0	1, 0 2 0	
			私 立	1, 0 1 0	1, 4 4 0	
		専修学校	高等課程	国公立	1 7 0	
	高等課程		私 立	3 7 0	4 6 0	
	専門課程		国公立	2 2 0	6 2 0	
	専門課程		私 立	7 2 0	1, 1 2 0	
(3)障がい者等のいる世帯	障がい者等1人につき 8 6 0 千円				障害者手帳、療育手帳の写し等	
(4)長期療養者のいる世帯(長期とは、おおむね6か月以上とする)	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額。				令和6年分の医療費に係る領収書の写し	
(5)主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出をしている年間金額。 ただし、7 1 0 千円を限度とする。				主たる家計支持者が別居していることで生じる令和6年分の家賃及び光熱水費の領収書の写し	
(6)火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材または生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増または収入減になると認められる年間金額。				災害を受けたことが分かる書類及び将来長期にわたって支出増または収入減になると思われる年額の積算表	
B 本と人する対対象除	申請者が高等学校等に在学している場合	国公立	自宅通学	2 8 0 千円	なし	
		国公立	自宅外通学	4 7 0 千円		
		私 立	自宅通学	4 1 0 千円		
		私 立	自宅外通学	6 0 0 千円		

- 備考 1 A欄の控除については、生計を一にする世帯全員の中で、特別の事情に該当する場合に控除することができる。
- 2 A欄の「(2)就学者のいる世帯」による控除には、申請者本人は含めない。
- 3 A欄の「(3)障がい者等のいる世帯」による控除は、障害者手帳等の交付を受けている者、知的障がい者や身体障がい者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者又は介護保険法上の要介護認定を受けている者に該当する場合に控除することができる。
- 4 A欄の「(4)長期療養者のいる世帯」及び「(5)主たる家計支持者が別居している世帯」による控除は、貸与申請前年に支出した実費とする。
- 5 A欄(5)の「別居のため特別に支出」の対象経費は、住居費、光熱水費に限る。
- 6 A欄の控除については、該当する特別な事情が二つ以上ある場合には、それらの特別控除額を併せて控除することができる。
- 7 B欄は申請者本人のみを対象とした控除である。

参 考

1 募集要項6申請資格（４）の「鳥取県から同種類の奨学資金～」について

(1) 鳥取県育英奨学資金との併給を認めるもの

高校生等奨学給付金

(2) 鳥取県育英奨学資金との併給を認めないもの

(例) 看護職員修学資金（鳥取県福祉保健部）

母子父子寡婦福祉資金（鳥取県福祉保健部）

2 募集要項6資格申請（５）の「鳥取県以外の者から～」について

(1) 鳥取県育英奨学資金との併給を認めるもの

(例) (財) あしなが育英会奨学金・(財) 交通遺児育英会奨学金

(貸与・給付月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額未満の場合に限る)

生活福祉資金教育支援費（鳥取県社会福祉協議会）

(貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額未満の場合に限る)

(株) 日本政策金融公庫（(旧) 国民生活金融公庫）(国の教育ローン)

各金融機関の教育ローン

(2) 鳥取県育英奨学資金との併給を認めないもの

(例) (財) あしなが育英会奨学金・(財) 交通遺児育英会奨学金

(貸与・給付月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の場合)

生活福祉資金教育支援費（鳥取県社会福祉協議会）

(貸与月額が鳥取県育英奨学資金の貸与月額以上の場合)

※上にあげた奨学資金以外にも、いろいろな奨学資金制度があります。

それぞれの要件等で鳥取県育英奨学資金との併給が認められるもの、認められないものがありますので、詳しくは県教委事務局育英奨学室（０８５７－２９－７１４５）までお問い合わせください。